

# いじめ防止基本方針

四万十町立昭和小学校

## 1 はじめに

本方針は、人間尊重の理念に基づき、四万十町立昭和小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」の克服を目的に平成27年4月に策定したものである。

その後、本校では保護者や地域住民、教職員等の関係者がベクトルを同じくして、見守り、支えてきたことに改めて感謝と敬意の意を表したい。

本校においていじめによる重大な事案は発生していないが、日常的にいじめに関わる未然防止に取り組み、いじめの早期発見や対応に努め、一人一人の子どもが安心して充実した学校生活を送れるように、国や県の動向等も勘案し、『四万十町立昭和小学校 いじめ防止基本方針』を見直した。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「肉体的暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「肉体的暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめられたとする児童の立場に立っていじめに該当するか否かを判断するものとする。

## 3 基本理念

本校の教育目標は「夢や志をもち、学びあい、やさしく、たくましく生きる児童の育成」としている。目標実現のためには、心豊かで安全かつ安心できる学校であることが前提である。そのため、学校の教育活動全体を通じ、「いじめを正当化するいかなる理由も存在しない」「いじめは決して許されない」「いじめは卑劣な行為である」との共通認識を持ち、該当児童の保護者や地域住民、その他の関係機関等と連携を図り、いじめの未然防止及び早期発見に取り組むと共に、児童がいじめを受けていると思われるときには、適切かつ迅速に対処し、全ての教育活動、生徒指導を通して、いじめの根絶に努める。

## 4 いじめ防止対策の基本となる対策等

### (1) 基本施策

#### ① 学校におけるいじめの防止

- a 本校の教育方針に示す「規律が守られ、いじめや差別のない学校づくり」の具現化に向け、全ての

教育活動を通して心身の健全な成長を図る。

- b 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、道徳教育及び体験活動等の充実に努める。
- c 保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- d いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、集会活動を年間計画に位置づけて実施する。

② いじめの早期発見のための措置

- a いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する「学校生活アンケート」を年2回実施する。
- b 「学校生活アンケート」実施後に、必要に応じて担任等との面談を実施する。
- c いじめに係る相談を行うことができるように相談体制の整備を行う。

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

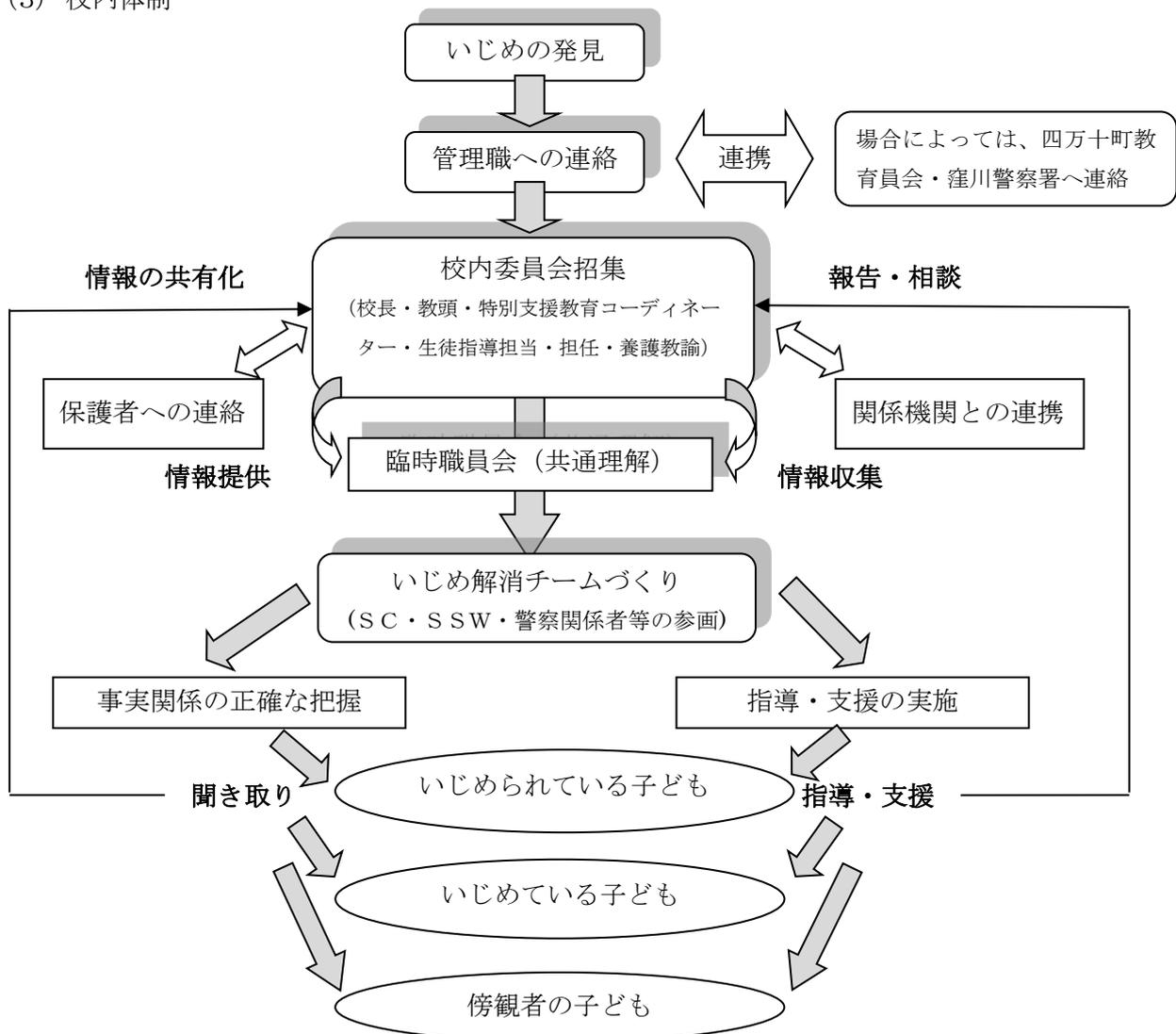
- a いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施する。
- b 日常的な児童理解に努め、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- a いじめの防止等を実効的に行うため、「校内委員会」がその機能を担う。

(3) 校内体制



## 5 いじめの未然防止・早期発見に係る具体の取組

### (1) いじめの未然防止

- 平素から人権教育や道徳教育の充実に努めるとともに、人権・道徳参観日を開催する等、いじめを許さない集団づくりや規範意識の醸成、自己有用感や自己肯定感の育成、保護者への啓蒙等を推進する。
- すべての児童が参加、活躍できる「わかる授業」を展開し、生徒指導の機能を重視した視点から授業研究等に努める。
- 学習規律の徹底や学び合いによる学習集団づくり、毎日の清掃活動での学年の枠を超えた縦割り班活動などを通して、一人ひとりのよさや違いを認め合える仲間づくりに努める。
- 毎月の街頭交通安全指導や登下校の安全見守り、地域のボランティアの皆さんによる定期的な読み聞かせ、参観日等の学校行事を通して、保護者や地域に学校を開き、多くの大人の目で本校児童をみていただく。

### (2) いじめの早期発見

- 「学校生活アンケート」及び「Q-U検査」の年間各2回の実施や、スクールカウンセラーや生徒指導担当教員を中心とする教育相談（カウンセリング）の充実等により、児童の心情理解や実態把握に努める。
- 職員会や校内支援委員会等の定期的な開催により、教職員間の情報交換を行うとともに共通認識を深める。
- 教職員は、①児童のささいな変化に気づく ②つかんだ変化や情報の確実な共有 ③（情報に基づく）速やかな対応 を励行する。

## 6 いじめを認知した際の対応

いじめ事案が確認された場合は、いじめを止めさせ、再発を防止することを第一義として、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援及び、加害児童への指導とその保護者への対応を迅速かつ的確に行う。

その際の、基本的な対応の流れは下記のとおりとする。

### (1) いじめの認知（情報把握）

最初に認知した教職員等



学級担任・生徒指導担当

校長・教頭

### (2) 対応チーム『いじめ解消チーム』の立ち上げ 【メンバー等は4の(3)を参照】

### (3) 役割分担

- ① 被害者(含む、保護者)担当
- ② 加害者(含む、保護者)担当
- ③ 関係児童(同級生等)担当
- ④ 関係機関担当 など

### (4) 情報収集、事実確認

- 事情を聴取する際は、「被害児童⇒関係児童⇒加害児童」の順に行い、特に被害児童の保護そして、知り得た情報等の守秘に細心の注意を払う。
- 当該事案に関係する保護者等に係争が生じないよう留意しながら進める。

### (5) 関係児童への対応・指導

#### ① いじめの被害児童への対応

被害児童の保護を第一に心のケア（スクールカウンセラー等の支援）等に努め、安心して通学できるように最大限に配慮する。場合によっては、保健室等の別室登校等を行う。

② いじめの加害児童への指導・対応

当該児童の家庭環境等の理解に努めるとともに、いじめ行為については毅然とした指導を心がける。

③ 関係児童(いじめを目撃した児童)等への対応・指導

(6) 関係する保護者への対応

特に被害児童の保護者への対応については、最大限の配慮のもと、事実・情報を正確に余すところなく伝え、迅速かつ誠実な対応を行う。

(7) 関係機関との連携

触法行為と判断した場合は、行政各機関や所轄警察署との速やかな情報交換を行い、連携して対応する。

## 7 教職員の資質向上と校内研修の充実

(1) Q-U検査、いじめ早期発見チェックリスト(別紙1)、楽しい学校生活を送るためのアンケートを実施後に検証し、共通理解を図った上で、教職員一人ひとりに様々なスキルや指導方法を身につけさせ、指導力やいじめの認知能力を高める。

(2) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を実施する。

## 8 重大事態への対処

[重大事態とは]

(1) いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

例) 児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等の重大な被害を受けた場合

(2) いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余議なくされている疑いがあると認められるとき

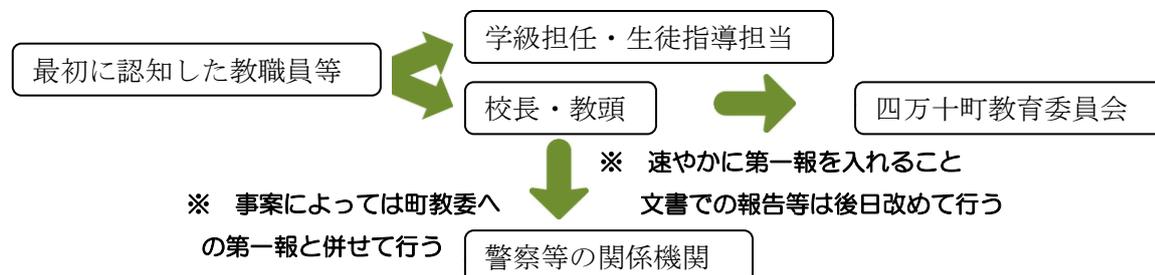
※ 「相当の期間」については、不登校の定義等を踏まえ年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合は、上記の目安に関わらず迅速に調査に着手する。

(3) 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときこの時点で、重大事態が発生したものととして速やかに報告・調査にあたる。

【いじめ防止対策推進法第28条より】

当該事案について、四万十町教育委員会が調査主体を判断することになるが、（四万十町教育委員会の指導・助言のもと）本校が調査主体となる場合は基本的に前述の「6 いじめを認知した際の対応」に準じて進めることとする。

但し、「(1) いじめの認知（情報把握）」については、下記のとおりとし、緊急時の臨機応変の対応を是とする。



◎ 調査結果については、いじめを受けた児童とその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 9 各取組についての評価

(1) 現状の問題点について整理し、改善が図られたか。

いじめが起きないために教師間で互いに情報を提供し合う体制ができていたか。校長・教頭に情報が伝わりやすい体制になっていたなど、現状の指導体制の問題点を整理し、全教職員に情報が正確に伝わり、具体的な対応策を講じることができたか。

(2) 教師の意識改革が図られたか。

「自分の学級で起きたいじめは自分一人で解決する」「自分の学級だけはいじめを起ささない」という教師の意識は、適切な対応を見誤ることにつながる可能性があり、教師相互の信頼関係も失いかねない。このことを教職員一人ひとりが認識し、全教職員がいじめ問題に関わっていくという意識を持てたか。

(3) 全ての子どもや保護者に対して組織を生かした丁寧な対応ができたか。

一人ひとりの子どもや保護者に対して組織を生かした丁寧な対応をし、いじめ問題の解決によって学校への信頼がより一層高まる取組ができたか。

附則 この基本方針は平成27年4月1日から施行するものとする。

平成30年4月1日改正

令和 2年4月1日改正

## いじめ早期発見のためのチェックリスト

## いじめが起こりやすい・起こっている集団

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 朝いつも誰かの机が曲がっている                 | <input type="checkbox"/> 教職員がいないと掃除がきちんとできない  |
| <input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり、落書きがあつたりする           | <input type="checkbox"/> グループ分けをすると特定の子どもが残る  |
| <input type="checkbox"/> 班にすると机と机の間に隙間がある                | <input type="checkbox"/> 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある |
| <input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる   |   |
| <input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある |   |
| <input type="checkbox"/> 些細なことで冷やかしたりするグループがある           |   |

## いじめられている子

- 日常の行動・表情の様子
 

<input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる	<input type="checkbox"/> おどおど、にやにや、にたにたしている
<input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わせようとしない	<input type="checkbox"/> 顔色が悪く、元気がない
<input type="checkbox"/> 遅刻、欠席が多くなる	<input type="checkbox"/> 腹痛や体調不良を訴え保健室に行きたがる
<input type="checkbox"/> ときどき涙ぐんでいる	
<input type="checkbox"/> 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする	
- 授業中・休み時間
 

<input type="checkbox"/> 発言すると友だちから冷やかされる	<input type="checkbox"/> 一人でいることが多い
<input type="checkbox"/> 班編成の時に孤立しがちである	<input type="checkbox"/> 教室にいつも遅れて入ってくる
<input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる	<input type="checkbox"/> 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 昼食時
 

<input type="checkbox"/> 準備の時、しんどいことだけをやらせる	<input type="checkbox"/> 他の子どもの机から机を少し離している
<input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする	<input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる
- 掃除の時
 

<input type="checkbox"/> いつも、雑巾がけやごみ捨ての当番になっている	<input type="checkbox"/> 一人で離れて掃除をしている
---	--
- その他
 

<input type="checkbox"/> 持ち物や、ロッカーに落書きされる	<input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり、隠されたりする
<input type="checkbox"/> 理由もなく成績が突然下がる	<input type="checkbox"/> 服に靴の跡がついている
<input type="checkbox"/> けがの状況と本人が言う理由が一致しない	<input type="checkbox"/> 手足にすり傷やあざがある

## いじめている子

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている           | <input type="checkbox"/> 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| <input type="checkbox"/> あからさまに、教職員の機嫌をとる        | <input type="checkbox"/> 特定の子どものみに強い仲間意識をもつ   |
| <input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える           | <input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け取れない     |
| <input type="checkbox"/> グループで行動し、他の子どもに指示を出す    | <input type="checkbox"/> 他の子どもに対して威嚇する表情をする   |
| <input type="checkbox"/> 活発に活動するが、他の子どもにきつい言葉を言う |   |